

8 内埜新一家文書
(旧住所 稲敷郡古渡村大字上馬渡)

目録番号	年号	西暦	干支	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号	
1	宝暦12	1762	午	4	16	差上申一札之事(御訴訟につき願書1通・書付写3通 差上の旨)	上馬渡村 後見 伯父 新左衛門	松平頼母様 御役人衆中様	堅紙	1	15	
2	文政6	1823	未	3	9	相渡申質地証文之事(下田1畝5歩、金2両につき)	当村 質地主 新左衛門①、請人 喜兵衛①、同 文右衛門①	仁右衛門殿	堅紙	1	31	
3	天保2	1831	卯	12		差出申御請書之事(御賄金差出につき)	御知行所 常州河内郡上下馬渡村 百姓代 権兵衛①、組頭 嘉右衛門①、他		堅紙	1	6	
4	天保3	1832	辰	1		(卯年年貢皆済受取書)	中 三太夫①、吉 摂藏①	常州河内郡 上馬渡村 下馬渡村 南山来村 名主 組頭 百姓代	堅紙	1	7	
5	天保4	1833	巳	10	26	差入申一札之事(下馬渡村茂平衛に掛る松苗出し入れに関し、差支えなき旨、村一流連印誓約のこと)	勘右衛門①、多兵衛①、弥左衛門①、他 19名	名主 新左衛門殿	継紙	1	④	
6	天保5	1834	甲午	1		下知書之事(下馬渡村名主兼帯申付状)	吉 摂藏①、中 三太夫①	上馬渡村 内野新左衛門	堅紙	1	16	
7	天保6	1835	未	3		請取申金子之事(御入用金都合115両の内、上馬渡村分金7両2分につき)	安藤與十郎内 吉田撰藏①	右村 内埜新左衛門殿	堅紙	1	8	
8	天保8	1837	酉	1		下知書之事(加役御手当米2斗・金500疋につき)	安藤與十郎内 吉 摂藏①、吉 尚藏①	常州河内郡 上馬渡村 内野新左衛門	堅紙	1	17	
9	天保8	1837	酉	2		相渡申質地添書証文之事(質地下田4筆、金8両2分につき)	質地主 庄右衛門①、同人組合受人 平右衛門①、同断 武兵衛①	入置主 新左衛門殿	堅紙	1	32	
10	天保8	1837	酉	3		借用申金子証文之事(金2両2分借用願、遅滞の時は奉公の給金にて返済の旨)	上馬渡村 庄左衛門弟 借主 久蔵、請人 弥左衛門、同 嘉平	新左衛門殿	堅紙	1	⑪	
11	天保9	1838	戌	10		差上申山代金取調覚(御林前山・同向山代金差上につき)	御知行所 常州河内郡上馬渡村 百姓代 権兵衛①、組頭 嘉右衛門①、他		継紙	1	1	
12	天保9	1838	戌	10		御拝借申金子証文之事(金23両につき)	御知行所 常州河内郡上馬渡村 名主見習 新兵衛①、内野新左衛門①		御地頭所様 御用人中様	堅紙	1	26
13	天保10	1839	亥	11		乍恐以書付奉願上候(村方溜池、掘浚費用の一部を御下げ下されたき儀につき)	当御知行所 常州河内郡上馬渡村 百姓代 権兵衛①、組頭 嘉右衛門①、内野新左衛門①		御地頭所様 御用人中様	継紙	1	⑩
14	天保13	1842	寅	1		乍恐以書付御願奉申上候(組頭退役の旨)	御知行所 常州河内郡下馬渡村 組頭 源兵衛①		御地頭所様 御用人中様	堅紙	1	18
15	天保13	1842	寅	9		下知書之事(御屋敷西北表長屋大破につき御用金70両仰付につき)	安藤與十郎内 竹 大助①	常州河内郡 上馬渡村 南山来村 下馬渡村 内野新左衛門殿、組頭 百姓 中	堅紙	1	9	

目録番号	年号	西暦	干支	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
16	天保14	1843	卯		1	覚(寅年御年貢皆済書)	安藤與十郎内 竹 大助印	□ □	豎紙	1	10
17	天保14	1843	卯	閏	9 10	乍恐以書付奉申上候(反高見取り・流作場取調等の件につき、組頭帰村まで出頭日延願)	安藤与十郎知行 常州河内郡上下馬渡村 役人惣代 組頭 嘉右衛門印, 百姓 惣代 茂左衛門印	御代官 古山善一郎様 御役人中様	継紙	1	2
18	天保14	1843	卯		10	申渡(他国の者止宿並びに博奕賭博勝負御法度の旨)	竹 大助印	御知行所 上馬渡村 下馬渡村 南山来村 名主 組頭 中	継紙	1	19
19	弘化 2	1845	巳		1	覚(西北御長屋御普請金年賦去辰年納分金7両・川々御普請国役金去辰年納分につき)	竹 大助印, 千 荘輔	常州河内郡 上馬渡村 下馬渡村 南山来村 村役人 中	豎紙	1	11
20	弘化 2	1845			1	乍恐以書付奉願上候(下馬渡村兼帶役後免の旨)	御知行所 常州河内郡上馬渡村 名主 新兵衛印	御地頭所様 御用人中様	豎紙	1	20
21	弘化 2	1845	巳		1	(名主役是迄の通り差図の旨下知書)	地頭 役所印	常州河内郡下馬渡村 村役人 小前 江	豎紙	1	21
22	嘉永 1	1848	申		1	下知書之事(先納米20俵申付につき)	地頭 役所印	常州河内郡 上下馬渡村 南山来村 名主, 組頭, 百姓 代	豎紙	1	12
23	嘉永 1	1848	申	4		覚(先納玄米20俵請取につき)	竹 大助印, 中 六之助印	常州河内郡 上下馬渡村 名主, 組頭, 百姓代 中	豎紙	1	13
24	嘉永 1	1848	申	7		乍恐以書付奉御願上候(名主交代の承認につき)	金二郎印, 市三郎印, 弥衛門印, 濱兵衛印, 治兵衛印, 他18名	御地頭所様 御役人中様	切継紙	1	①
25	嘉永 3	1850	戊	8		下知書之事(御年貢御祝儀として、70才以上の老人男米7升女米5升につき)	脇田庄左衛門印, 加藤左司平印	常州河内郡 馬渡村 内野 新左衛門殿	豎紙	1	14
26	嘉永 3	1850	戊	10		下知書之事(脇田庄左衛門永之御暇・高橋東馬御用役に仰せ付けられる旨)	地頭 役所印	常州河内郡 上馬渡村 下馬渡村 南山木村 名主 組頭 百姓 中	豎紙	1	22
27	嘉永 3	1850	戊	12		当戌永高割		新左衛門殿	切紙	1	⑧
28	嘉永 5	1852	子	1		覚(年貢米并外国役金上納の受取書)	高橋東馬印, 加藤左司平印	内野新左衛門殿	切紙	1	③
29	嘉永 5	1852	子	2		乍恐以書付奉願上候(当村百姓作右衛門漬家相続につき年貢5ヶ年延の旨)	御知行所 常州河内郡下馬渡村 右作右衛門組合 武左衛門印, 他7名	御地頭所様 御役所	継紙	1	36
30	嘉永 5	1852	子	2		覚(漬百姓屋敷の請戻しにつき)	地頭役所印	下馬渡村 百姓 作右衛門, 組合中江	豎紙	1	②

目録番号	年号	西暦	干支	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
31	嘉永 5	1852	子		2	差入申一札之事(組合内八兵衛潰れになるにつき、浮島村武右衛門次男百助を養子に致したき旨)	組合 仁右衛門①, 同 文右衛門①, 同 彦右衛門①, 同 庄兵衛①, 親類 弥兵衛①	御名主 内野新左衛門様	豎紙	1	⑦
32	嘉永 5	1852	子		8	乍恐以書付奉申上候(上馬渡・下馬渡村名主内野新左衛門病気に付、跡役を百姓茂左衛門に仰せ付けられたき旨願書)	御知行所 常州河内郡 下馬渡村 判頭 藤右衛門, 清兵衛①, 三郎兵衛①, 他20名	御地頭所様 御役所	継紙	1	⑤
33	嘉永 5	1852	子		9	申渡之覚(下馬渡村兼帶名主3ヶ年休役につき)	地頭 用所印	常州河内郡上馬渡村 名主 内野新左衛門	豎紙	1	23
34	嘉永 5	1852	子		12	下知書(中村小左衛門御用人仰付につき触知の旨)	地頭 役所印	常州河内郡 上馬渡村 下馬渡村 南山村 村名主 組頭 百姓代 中	豎紙	1	24
35	嘉永 5	1852	子		12	乍恐以書付御届奉申上候(浮島村百姓権兵衛・丑松、私娘二女いと引連れ出しにつき)	御知行所 常州河内郡 下馬渡村 御届人 権右衛門①, 組合惣代 利兵衛①, 名主 茂左衛門①, 郷目付 内野新左衛門①	御地頭所様 御役所	豎紙	1	28
36	嘉永 7	1854	寅		6	以書付御届奉申上候(照続き・虫付き等につき、当秋取調下見の旨)	御知行所 常州河内郡上馬渡村 百姓代 権兵衛, 組頭 茂兵衛, 同 五右衛門①, 名主 新兵衛	御地頭所様 御役所	豎紙	1	27
37	安政 3	1856	辰		4	相渡申質地証文之事(中田1畝21歩、金5両につき)	上馬渡村 質地主 新左衛門①, 組合受人 弥兵衛①, 受人 弥左衛門①	同村 仁右衛門殿	豎紙	1	33
38	安政 3	1856	辰	5	6	差上申済口証文之事(去卯年の年貢米残納猶予を願出、認可され落着につき)	御知行所 常州河内郡上馬渡村 与頭 武兵衛惣代兼 百姓代 権兵衛①	御地頭所様 御役所	豎紙	1	⑨
39	明治 1	1868	辰		10	預り申小作証文之事(字山来前大麦1斗蔵畠1ヶ所)	上馬渡村 小作人 仁兵衛, 同村 受人 新左衛門	古渡村 利兵衛殿	豎紙	1	34
40	明治 8	1875		2	25	乍恐以書付奉申上候(上馬渡村新助打擲事件判決につき)	右村 副戸長 内野新左衛門	新治県権令 中山信安殿	豎紙	1	29
41	明治 8	1875	亥	12	22	記(質地請戻につき古証文紛失の旨)	坂本文治①, 親類受人 坂本仁左衛門①	当村仁兵衛組合 内野多兵衛殿 内野喜兵衛殿	豎紙	1	35
42	明治11	1878			8	以書付奉願上候(池代永引地を官有地へ編入につき)	右 坂本源輔, 村長 内野新左衛門	地租改正御係り 御役所御中	豎紙	1	3
43	明治11	1878		9	15	盜難御届ケ(紺股引1足)	上馬渡村 内野三郎, 村長・内野新左衛門	江戸崎警察分署御中	単票	1	30
44				9	11	(坂本源輔より申し出の溜池名受の儀につき、引書差出すべき旨、仰達)	事務所印	上馬渡村 村長 内埜新左衛門殿	仮綴	1	4
45			申		10	覚(桜井少介退役・吉田尚藏御用人仰付の旨、通達)	安藤與十郎内 吉 撲藏①	上下馬渡村 木戸村 最戸村役人中	継紙	1	25

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	整理番号
46			亥		11	16	覚(農具料金50両御預分御縕廻しの旨)	三ヶ村役人		豎紙	1	5
47			戌		11		覚(金87両2朱、馬渡村等3ヶ村来亥年分として先納につき)			切紙	1	⑥
48							(断簡)			切紙	1	37

*①～⑪は「水産庁水産資料館所蔵古文書目録」で分類された、「茨城県旧上馬渡村関係所蔵者不明分」である。(詳細は12頁を参照)

内埜新一家文書

史料の概要と特色

内埜新一家文書は、昭和 26(1951)年に水産庁に寄贈を受けている。昭和 28(1953)年に刊行された『漁業制度資料目録 9 霞浦』には、その時に寄贈をうけた古文書の目録がすべて掲載されている。また昭和 50(1975)年に刊行された『水産庁水産資料館所蔵古文書目録』(昭和 50 年 3 月 水産庁水産資料館・日本常民文化研究所)には、内埜新一家文書として目録が掲載されている。ところで、神奈川大学日本常民文化研究所が平成 7(1995)年から水産庁中央水産研究所(現 水産総合研究センター)所蔵の古文書の整理事業を開始し、点検確認作業をおこなったところ、昭和 50(1975)年代の整理では別々に整理され、目録でも別の文書として扱われていた「旧上馬渡村 内埜新一家文書」と「旧上馬渡村関係所蔵者不明分」とが本来同じ一つの内埜新一家文書であることが、古文書の内容や『漁業制度資料目録 9 霞浦』との照合などから明らかになった。したがって、本稿では、寄贈を受けた時点での姿に復原して目録化した。なお、家名については、史料上では「内野」と出てくる場合もあるが、昭和 28 年の目録では「内埜」家とあるため、本文中では、史料の引用以外は全てこれで統一した。

内埜新一家文書は、総点数 48 点(袋数 48)で、年代でみると宝暦 12(1762)年から明治 11(1878)年の間で、近世文書 38 点、近代文書 5 点、年代不明 5 点からなる文書群である。

上馬渡村は、江戸時代には常陸国河内郡に属する。支配関係をみると、元禄年間天領、その後天領と旗本安藤氏知行所になっている。上馬渡村の村高は「元禄郷帳」では 216 石余、「天保郷帳」では 267 石余である(『角川日本地名大辞典 8』)。「旧高旧領取調帳」では 239 石余とあり、そのうち、安藤與十郎知行所は 226 石 7 斗 3 升 9 合であった。常陸国河内郡上馬渡村は、明治になって宮谷県、明治 7 年新治県、明治 8 年に茨城県の管轄となる。明治 11 年に河内郡に所属、明治 22 年に茨城県河内郡古渡村大字上馬渡、昭和 30 年に稻敷郡桜川村に編入されている。

内埜家は、上馬渡村旗本安藤氏知行所の名主役、及び郷目付を勤めた家である。内埜家文書には、家の経営や家族に関する史料はみられず、大半は領主との関わりの中で作成された公的な文書群である。ただし、村の概要がわかる史料はほとんどみられない。多少まとまって残っているものとしては、村役人の任免に関する史料、旗本の御用金・先納金など勝手賄に関する史料などがみられる。村役人の任免については、天保 5(1834)年正月上馬渡村内埜新左衛門に対して、下馬渡村名主坂本茂兵衛の跡役として名主役を兼帶するよう領主から命ぜられた史料がみられる(目録番号 6)。この下馬渡村名主茂兵衛の退役については、前年の松苗出入一件が関係しているようであり、それに関連する天保 4(1833)年 10 月 26 日付の史料が 1 点残されている(目録番号 5)。天保 8(1837)年正月の下知書によると「組頭三郎兵衛江去冬名主兼帶被 仰付」とあ

り、あらたに下馬渡村の名主役を立てているが、実際の管理は内埜家に任せられていたようであり、このとき内埜新左衛門は加役御手当として米2斗、金500疋を下賜されている(目録番号17)。弘化2(1845)年正月上馬渡村名主新兵衛から地頭所の御用人にあてて、下馬渡村名主兼帶について「家内人少ニ而世話方行届兼候」という理由で下馬渡村の兼帶名主を免除してくれるよう願書を出している(目録番号20)。その願書に対して即座に地頭役所から、一、二年は現状のままでおき、その間に代わりの名主役を選び村のほうから申し出るようにとの回答が出されている(目録番号21)。嘉永5(1852)年8月下馬渡村一同から、兼帶名主内埜新左衛門が病気になったので休役にし、代わりに下馬渡村百姓茂左衛門を名主役に任命するように地頭所に申し出ている(目録番号32)。翌9月上馬渡村名主内埜新左衛門へ地頭用所から申渡しがあり、名主役兼帶の件は三年間休役にすることが認められた。また郷目付役は今までどおり勤めるように申渡されている(目録番号33)。

次に、旗本の勝手賄に関するものをみてみたい。天保6(1835)年3月、その前年の小納戸の入用金の不足分150両を木戸村割元吉田伊右衛門と長兎路村名主清右衛門と上馬渡村で分担して上納することになった。安藤知行所は金20両を負担することになり、その中の分担として上馬渡村は金7両2分を上納している(目録番号8)。また、天保13(1842)年には、領主である旗本の御屋敷の西北表御長屋が大破したため、仮板囲を命ぜられ、普請の費用として金70両の御用金が、上馬渡・南山来・下馬渡の三ヶ村に課されている。宛名に注意してみると、三ヶ村宛ではあるが、最終的な宛名は「内野新左衛門殿」になっており、旗本安藤氏知行所の有力者であったことが分かる(目録番号9)。この長屋の普請金は、年賦で川々御普請国役金とともに上納されていることが、弘化2(1845)年の史料からも分かる(目録番号11)。また、年貢の先納については嘉永1(1848)年4月の下知書に「御勝手向御差支」という理由で、安藤知行所である上馬渡・下馬渡・南山木の三ヶ村に先納米20俵が命ぜられ(目録番号12)、嘉永1(1848)年4月に上・下馬渡村で玄米20俵を納めたことが史料から分かる(目録番号13)。このように、幕末期の旗本財政の窮状を表す史料が多くみられ、村にかかる財政的負担は膨大なものであったことが分かる。

(文責 岩田みゆき)